

# 貸金業界の自主規制機関 としての役割について

平成30年7月11日



# 1. 日本貸金業協会の目的と機能

平成19年12月、貸金業法に基づく自主規制機関として内閣総理大臣の認可により設立。

## 目的

資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資すること。

設立以来、自主規制基本規則を策定し協会員の監査や指導を実施しています。

## 機能

法令・諸規則等の違反行為があった場合は、協会が自ら厳しく処分を行うなど、自主規制機能を発揮し業界の健全化を力強く推進しています。

## 日本貸金業協会の業務内容

### ①協会員の法令等遵守態勢整備の支援

自主規制基本規則等を定め、法令諸規則等を徹底

### ②監査の実施

法令・自主規制基本規則等の遵守状況を監査

### ③規律審査

法令等違反事案に対する措置・処分

### ④相談対応・苦情処理 紛争解決

相談・紛争解決相談窓口を設置し中立公平な立場から支援

日本貸金業協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としています。

### ⑧貸金業務取扱主任者業務

資格試験・登録講習・主任者登録の実施

### ⑦行政協力事務

申請書類等を財務局・各都道府県から委託を受けて受付

### ⑥広報・啓発・調査研究

広報活動、金融知識の普及・啓発、調査研究等を行い、資金需要者等の利益の保護と貸金業の発展に貢献

### ⑤研修の実施

各種研修を通じて業界の健全化を促進

## 2. 日本貸金業協会の業務内容(1)

### 【①協会員の法令等遵守態勢整備の支援】

貸金業法の規定等を踏まえ、自主規制機関としてより厳しい自主規制基本規則を定めると共に、社内規則作成支援や各種問い合わせ対応、研修支援ツールによる個別指導、さらには業務用書式や「法令・判例等検索システム」、「反社会的勢力に係わる情報」の提供等、協会員の法令等遵守態勢整備の支援・指導を行い、また、協会員が出稿する広告について、事前の審査と改善指導を行っています。

#### 社内規則の作成支援・指導

#### 実務に関する業務上の問題解決支援

1. 協会員からの業務上の各種問合せ対応
2. 個別指導の強化
3. 業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等
4. 法令・判例等検索システムの提供
5. 反社会的勢力に係わる情報の提供

#### 広告出稿事前審査と広告適正化の取組み

「安心・信頼の目印」

 日本貸金業協会 会員

承認された広告のうち、全一段相当サイズより大きい広告には、協会員の証であるシンボルマーク「安心・信頼の目印」が、表示できます

### 【②監査の実施】

協会員が、資金需要者等の皆さまからの信頼を確保するために、法令・自主規制基本規則等の遵守状況及び内部管理態勢について監査を実施しています。

#### 一般監査

##### 書類監査

協会員から本協会に提出を求めた報告書に基づいて行う監査

##### 実施監査

協会員の主たる営業所及び従たる営業所等に訪問して行う監査

・業務全般について点検を行うもの

#### 特別監査

(必要に応じて実施)

##### フォローアップ監査

協会の監査において改善報告等を求めた協会員に対して行う監査

##### 機動的監査

監督官庁等からの要請があった協会員に対して実態の調査を行う監査

・特定の項目について点検を行うもの

適切かつ効率的な監査を行う観点から監督官庁と密接な連携を図っています。

### 3. 日本貸金業協会の業務内容(2)

#### 【③規律審査】

協会員の法令違反について審査を行い、法令遵守態勢構築のために必要な、処分等の措置について決定し、それに基づく指導等の実施により再発防止に努めています。

##### 1. 法令違反に係る届出

##### 2. 法令等違反事案の審査

##### 3. 再発防止への対応



#### 【④相談対応・苦情処理・紛争解決】

貸金業界の指定紛争解決機関(金融ADR)として、相談対応・苦情処理・紛争解決など中立公正な立場から支援します。

相談対応	一般相談
	債務相談
	生活再建支援カウンセリング
	貸付自粛制度
苦情処理	
紛争解決	
講師派遣	

# 4. 日本貸金業協会の業務内容(3)

## 【⑤研修の実施】

貸金業者に対する法令等に関する知識の習得及びコンプライアンス態勢の確立・維持等を目的とした各種研修を通じ、業界の健全化の促進を図ります。

関係法令及び監督指針等の改正等に伴う業務上の習得すべき事項や内部管理体制整備における留意点、また業界の動向や監督官庁の意向等を踏まえたテーマによる集合研修を実施しています。

集合研修の保管的役割を果たすものとして、インターネットを活用した協会オリジナルの学習支援プログラム(JFSA-Learning)による個別研修を実施しています。

集合研修	コンプライアンス研修	地区協議会等と合わせて年1回全国10地区で開催
	テーマ別研修等	協会員からの要望や法令遵守状況等を踏まえ、必要に応じたテーマ別の研修や説明会を実施

### 個別研修 JFSA-Learning

## 【⑥広報・啓発・調査研究】

広報活動や金融知識の普及・啓発、調査研究を行い、資金需要者等の利益の保護と、貸金業の健全な発展に貢献します。

広報活動	協会員のコンプライアンス態勢整備に有用な情報をタイムリーに提供することにより業務支援を図っています。
	業界健全化の進展状況や自主規制機関としての協会の活動を広報することにより、業界の社会的不要化の向上と協会の認知向上を図っています。
資金需要者等への金融知識の啓発活動	
貸金業の現状に関する調査研究	

教育機関における出前講座の様様



# 5. 日本貸金業協会の業務内容(4)

## 【⑦行政協力事務】

貸金業者が登録先の行政に提出する届出書等の受付を行う等、貸金業に関する行政窓口の役割を担っています。

ダウンロードサービスを行っている届出等の様式

### 貸金業に関する行政窓口

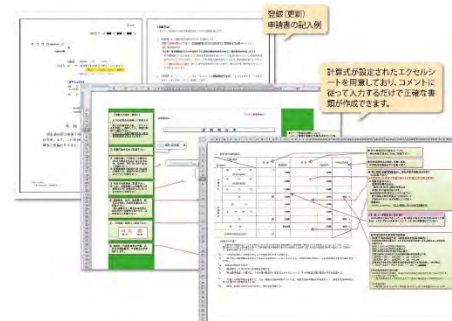
協会では、貸金業法第41条の8に基づき、財務局や47都道府県と協定を締結し、貸金業に関する登録申請や届出に関する受付を行い、貸金業者に法令上求められている届出が適切になされるよう行政に協力しています。

貸金業者登録申請書様式

変更届出様式

業務報告書様式

事業報告書様式



## 【⑧貸金業務取扱主任者業務 資格試験・登録講習・主任者登録】

日本貸金業協会は、貸金業務取扱主任者に係る資格試験、登録講習、主任者登録を実施しています。

貸金業務取扱主任者制度とは	貸金業者は、国家資格である貸金業務取扱主任者を、法令で定める数、貸金業者の営業所または事務所ごとに配置しなければなりません。
貸金業務取扱主任者資格試験	資格試験は、貸金業法に基づき当協会が内閣総理大臣の指定を受けた指定試験機関として、毎年11月に全国17の試験地で開催しています。
登録講習	登録講習は、貸金業法に基づき行われるもので、協会が登録機関として実施しています。
主任者登録	主任者登録に関する事務は、貸金業法に基づき金融庁長官の委任を受けた協会が行っています。



# 6. 貸金業者の協会加入状況

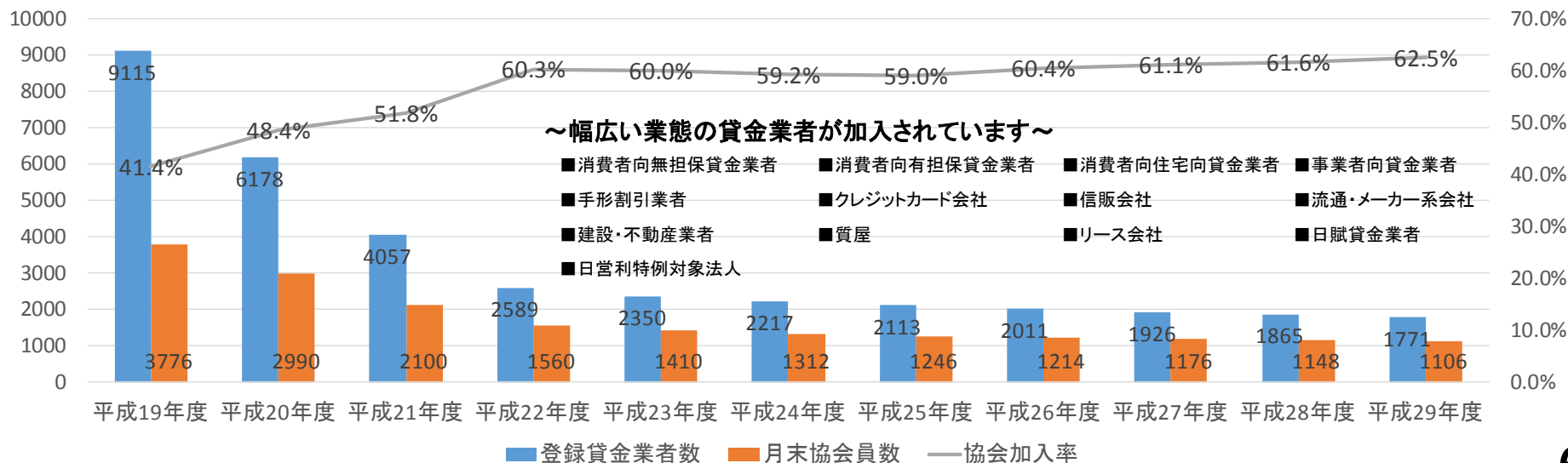
貸金業の健全化と発展に向けて未加入業者に協会加入を勧めています。

※貸金業法では、貸金業協会は全ての貸金業者のうち、50%以上の貸金業者を協会員としなければならないとされています。

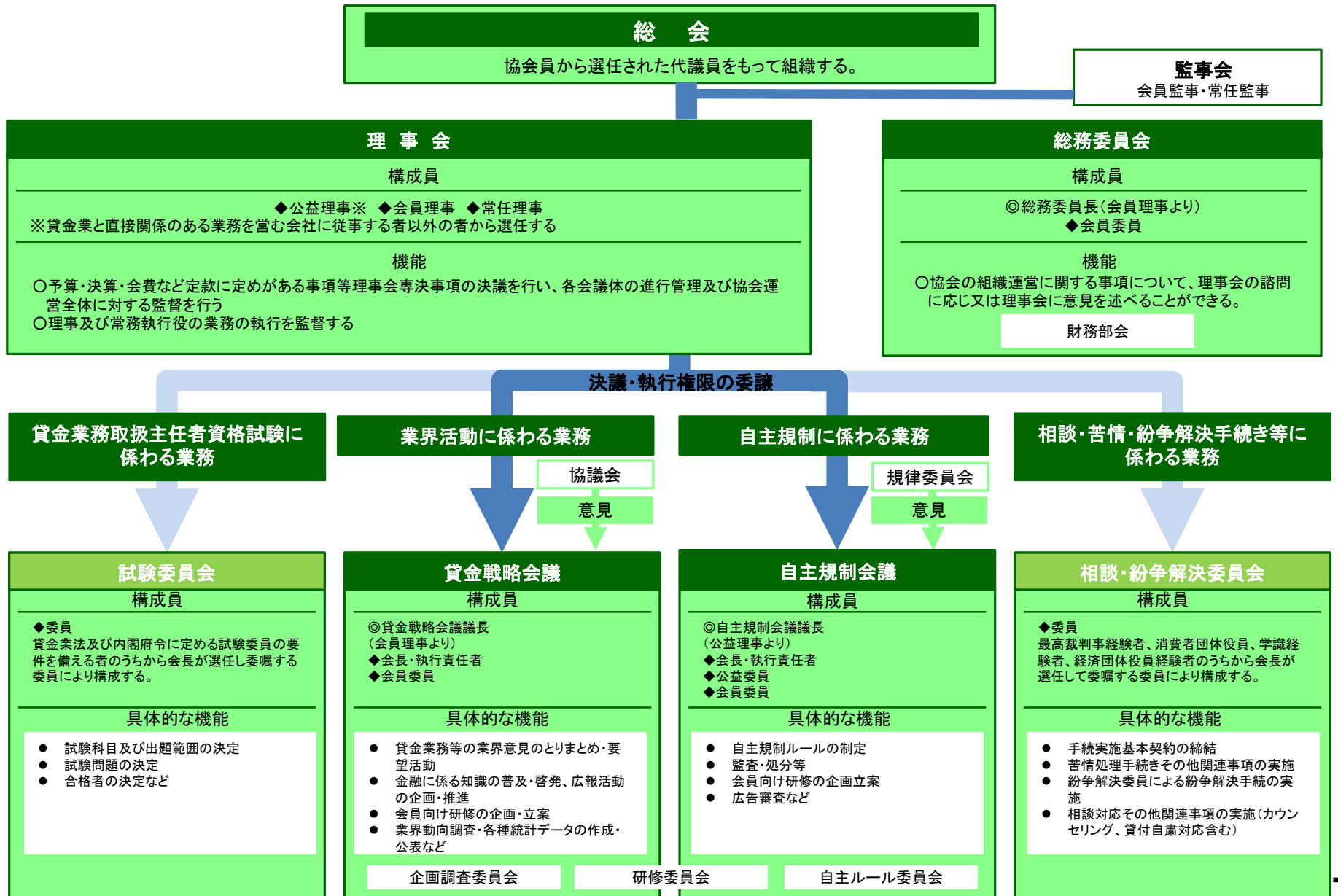
## 貸金業協会加入の主なメリット

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 コンプライアンス関連の指導・支援       | 6 業界の状況・業務関連情報の提供     |
| 2 監査実施による指導・支援           | 7 行政庁への各種提出書類作成に伴う支援  |
| 3 貸金業関連の法令・判例等検索システムの提供  | 8 貸金業に関する研修・指導        |
| 4 特定情報照会サービス(反社情報照会)の利用  | 9 業務研修会等の開催、出前講座の講師派遣 |
| 5 指定紛争解決機関(金融ADR)の負担金の免除 | 10 広告審査・協会ロゴマークの使用    |

協会員数と加入率



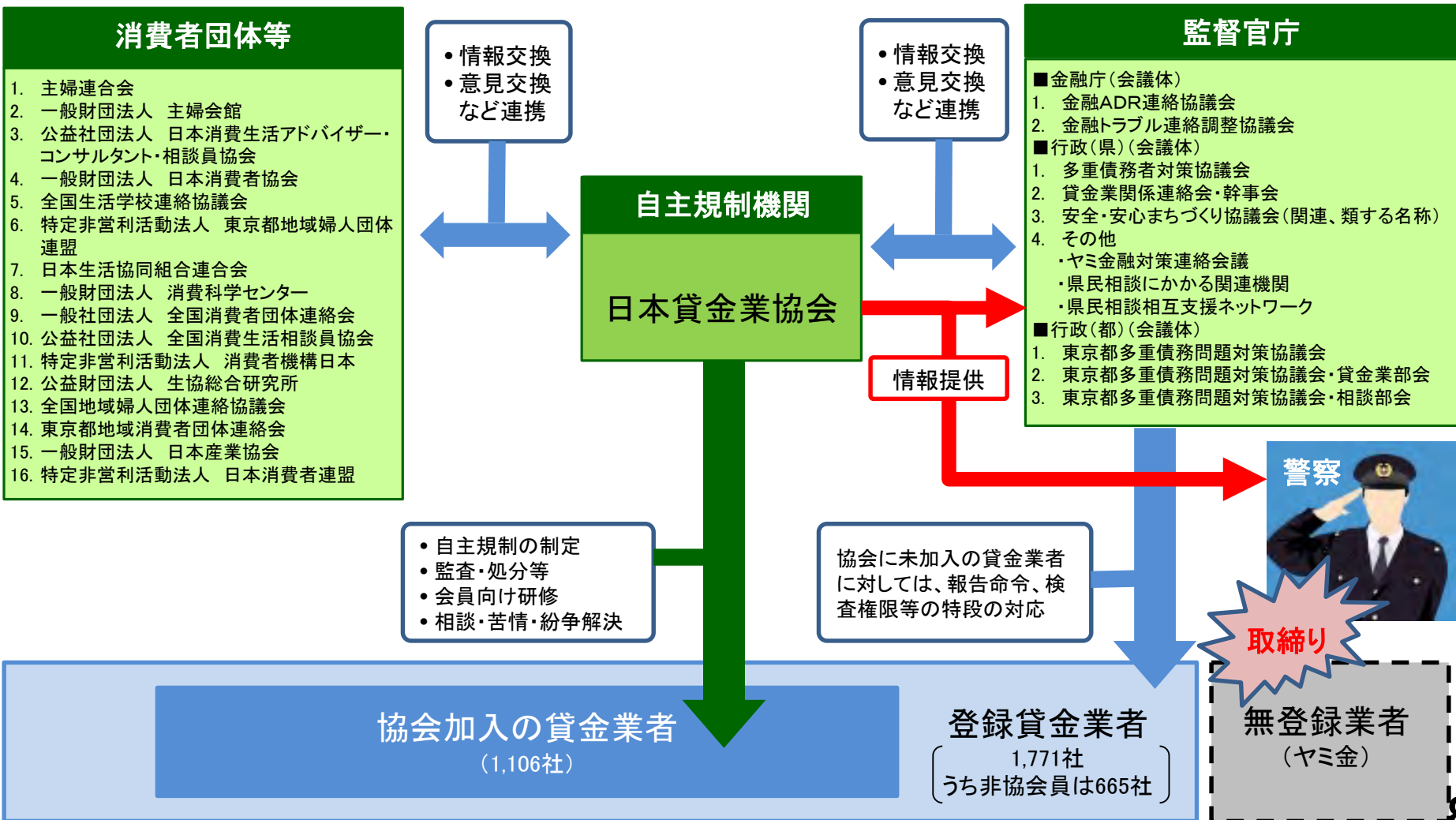
# 7. 主要会議体の機能と構成





# 8. 協会運営と関係組織・団体

自主規制機関の立場から、関係官庁・団体等と連携を図り適切に指導・育成を行う体制を構築しています。



## 協会加入の貸金業者

(1,106社)

## 登録貸金業者

1,771社  
うち非協会員は665社

## 無登録業者

(ヤミ金)

取締り



警察



貸金業界の  
自主規制機能を担う  
日本貸金業協会です。